

令和 8 年度 認証評価

山野美容芸術短期大学 自己点検・評価報告書

令和 8 年 6 月

目次

自己点検・評価報告書

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	4
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	4
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	5
[テーマ 基準Ⅰ-C 社会貢献]	7
[テーマ 基準Ⅰ-D 内部質保証]	9
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	12
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	12
[テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果]	14
[テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜]	15
[テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援]	16
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	20
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	20
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	21
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	22
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	23
【基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス】	29
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営]	29
[テーマ 基準Ⅳ-B 教学運営]	30
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	30
[テーマ 基準Ⅳ-D 情報公表]	31

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、山野美容芸術短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 8 年 6 月 30 日

理事長

石井 至

学長

永松 俊哉

ALO

河崎 峰子

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I-A 建学の精神]

[区分 基準 I-A-1 建学の精神を確立している。]

<区分 基準 I-A-1 の現状>

初代学長を務めた山野愛子は、昭和初期から継続した豊富な美容教育を推進し、美を希求する「美道」の考えを提唱した。そして本学は『髪、顔、装い、健康美、精神美の美道五大原則に基づく「美道」の追求・実践』を建学の精神とし、その精神に基づく美容教育と教養教育により『美しく生きる力』を形成することを教育目標としている。

『美しく生きる力』とは、課題を発見し解決する能力、すなわち自ら考え、行動し、振り返ることのできる力を備え、あらゆる他者にホスピタリティおよびコミュニケーション力を発揮できるとともに、自身のみならず他者も含めた豊かな人生を追求できる力のことである。

建学の精神では、教育基本法等に基づいて公共性を重視し、美容に係る知識や技術を学習するとともに、社会の利益に資する人財を育成することを謳っている。

学則第 1 条に「本学は、教育基本法、学校教育法及び建学の精神に則り、幅広い教養を教授するとともに、美容に関する学芸を教授研究することにより、美しく生きるために必要な能力を有し、美容を通じ広く国際社会に貢献しうる人材を育成することを目的とする」と規定している。

「建学の精神」および「教育の目的と目標」は、本学のウェブサイト、本学を紹介するパンフレット、学生生活の手引き、学苑長の著書等、各種メディアを活用して学内外に広く表明している。

入学前の学校案内、入試説明会・事前相談、入学時のオリエンテーション等、全学生を対象として行われる各種行事やイベント、ならびに山野学苑創立記念式典における学苑長による特別授業にて建学の精神を講じている。加えて令和 3 年度からは、1 年前期の必修科目として「美道論」を開講し、建学の精神を学ぶ機会を設けている。加えて、卒業時の表彰として「美道賞」を設け、授与している。「美道賞」は、2 年間で建学の精神を深く理解し、自ら実践できている学生に授与するものである。選考においては、卒業する対象者に対して、2 年次の学生が建学の精神を理解したうえで他薦をし、その候補者の中から選ばれる。この選考方法も、建学の精神を深く周知し実践するために創出されたものである。

またオープンキャンパス（以下 OC と示す）で行われる学校説明会にて建学の精神を来校者に説明する際、課外活動として OC に参加している在校生も同席し、聴講する機会を設けている。

自己点検・評価委員会、教授会にて建学の精神並びに三つの方針を適宜、確認している。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の課題>

建学の精神を入学後早期に理解させるため、1 年前期の必修科目として「美道論」の科目を開講している。「美道の追求と実践」に関しては、授業内で建学の精神の理解度を深めると同時に、課外活動を一層促していく。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の特記事項>

建学の精神に関して、学生の理解を深めるために日本の美にまつわる伝統文化や慣習と現代の社会状況を盛り込んだ書籍「美道論」を作成し、必修科目「美道論」において教科書として採用している。またオムニバス形式で行われた授業では学苑長も講師として登壇し、建学の精神を説明し、学生の理解を促した。

また、建学の精神を理解して実践し、他の学生の模範となり、学生、教職員からも認められた学生を称えるために、従前の学生表彰に加えて、新たに「美道賞」を令和 4 年に創設し、今年度も引き続き授与した。この賞は、単に学業成績の評価ではなく学生による他薦を選考基準のひとつとして、在学中に「美しく生きる」ことを体現した学生を他薦によって選考・

評価し顕彰するものである。

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

<区分 基準 I-B-1 の現状>

本学は美容総合学科の1学科制とし、建学の精神に基づいて「幅広い教養を教授するとともに、美容に関する学芸を教授研究することにより、美しく生きるために必要な能力を有し、美容を通じ広く国際社会に貢献しうる人材を育成する」ことを教育目的としている。また、建学の精神に基づく美容教育と教養教育により、『美しく生きる力』を形成することを教育目標としている。『美しく生きる力』とは、「課題を発見し、解決する能力、すなわち自ら考え、行動し、振り返ることのできる力を備え、あらゆる他者にホスピタリティ及びコミュニケーション力を発揮できるとともに、自身のみならず他者も含めた豊かな人生を追求できる力」と定めている。

学則に定めた教育目的・目標に関して、学内に向けては入学時に配布する学生生活の手引き、オリエンテーション、学苑長による講話等にて全学生へ周知を図っている。教職員は、教授会や各委員会にて教育目的・目標を共有している。非常勤講師には講師招聘時やシラバス作成時に教育目的・目標の詳細を説明し、講師会を毎年開催して周知を図っている。学外に向けては、本学ホームページ、学校案内パンフレット、学生募集要項にてそれぞれ掲載し、教育目的・目標を広く周知している。

[区分 基準 I-B-2 学習成果を定めている。]

<区分 基準 I-B-2 の現状>

建学の精神に基づいた学習成果に関して、令和3年度に導入したルーブリック表を用いて効果の測定評価を実施した。「美道に基づく人間力の育成」を目指して『美しく生きる力』を培うための美容科目や教養科目を配置している。「美容を通じ広く国際社会に貢献しうる人材を育成すること」を実現する能力として、評価指標5領域「知識・技能(DP1)」「主体的行動力(DP2)」「課題解決能力(DP3)」「他者受容(DP4)」「日本の伝統と文化の理解(DP5)」を、それぞれ6段階の尺度によって評価する方法を採用している。更にこの5領域をベースに「美しく生きる力を実践できる能力(総合力)」をDP6とし、DP1からDP5を適切に活用して「美しく生きる力」の形成状況を評価している。

学位授与にあたっては、評価指標のDP1からDP6の全6領域でレベル4以上の到達と各DPに沿った「美しく生きる力」を培う美容科目や教養科目の単位取得を求めている。さらに、学位レベルの「4」を超えて将来にわたって目指すレベルとして「6」を提示し、継続して自己研鑽を続けていくことを促している。このように本学では学生が自分の達成度を明確に把握しうる仕組みを整えている。

学習成果については、学内オリエンテーション及びゼミの授業内で周知している。オリエンテーションでは履修登録指導の際にカリキュラムマップを用いて、各科目の学習成果がどのDPに関連しているのか一覧表を用いて説明している。新1年生の履修登録の際、新2年生の履修登録ボランティアが履修登録のサポートを行い、学習成果の目的と目標を確認している。ゼミでは一人ずつに学習成果カルテのファイルを作成し、学生指導に活用している。各授業では、科目の学習からどのDPを習得できるか適宜説明している。

学外にはホームページで本学の学習成果を周知している。

学習成果に関わる事項は、ゼミ担当教員から学生教務委員会に検討事項として挙げられる。自己点検・評価改善委員会や教授会では、学習成果に関わる事項について点検・改善を定期的に行っている。

[区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針(三つの方針)を一体的に策定し、公表している。]

<区分 基準 I-B-3 の現状>

教育理念、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーに基づく教育内容等を踏まえ、入学者を受け入れるための基本的な方針としてアドミッションポリシーを明確に掲げ、学生に求める学習成果を示し、三つの方針を関連付けて一体的に定めて教育活動を行っている。

カリキュラムポリシーは、DPの構成要素に対応した教育課程編成の方針を示している。建学の精神に基づき、学生の自己成長を促すために「美道プロジェクト」、「ゼミ」、「キャリアデザイン」の基幹となる三つの必須科目を配置している。

「美道プロジェクト」科目では、一人ひとりの学生の成長の根底に係るパーソナル・スキルとソーシャル・スキルの開発を行っている。「ゼミ」では、美道教育の統合的な気付きと学生生活をサポートしている。「キャリアデザイン」の科目では、仕事・就職の観点からキャリア形成を支援する体制を構築し、自分らしく美しく生きる力を育むことを狙いとしている。

DP構成要素の「知識・技能(DP1)」に関する科目群は、DPを実現するための履修モデルとして、美容師免許取得コース、インナービューティーコース、グローバルキャリア・ビューティービジネスコースの3つの履修コースでそれぞれ示している。

「主体的行動力(DP2)」の科目群から得る能力は、主体性を持った行動力の取得を目指している。「課題解決能力(DP3)」の科目群に関しては、課題を発見・解決する力を身につけている。「他者受容(DP4)」に関しては、科目から多様な価値観や考え方を理解している。

「日本の伝統(DP5)」の科目群に関しては、日本の伝統と文化を理解し、美意識を備えて行動できる能力を育成している。このようにDP構成要素に対応した教育課程編成により、DPに基づく人材育成の実現に取り組んでいる。

また、アドミッションポリシー（以降APと示す）として「建学の精神、教育目標及びディプロマポリシーを理解し、その目標に向かって努力できる人材」を求め、DPに沿った人材育成に向けて、次のようなDP構成要素に対応した本学の求める学生像を示している。

「1. 学校の教育課程における、国語又は英語に関する基礎学力を持っている人(DP1 知識・技能)」 「2. 自ら率先して学ぶ意欲があり、努力する人(DP2 主体性行動力)」 「3. 他者の考えを聴くことや、自分の考えを述べるができる人(DP3 課題解決能力)」 「4. 自身や他者の美しさに関心を持っている人(DP4 他者受容)」 「5. 日本や海外の文化に興味があり、物事を幅広い視野から総合的に見つめようとする人(DP5 日本の伝統と文化の理解)」 「6. 人と関わることが好きで、相手の笑顔に幸せを感じる人(DP6 総合力)」を構成要素としている。

以上のように、三つの方針は教育目的・目標の実現のために学内で継続的、組織的に議論を重ねて策定し、一体的に定めている。

学科改組に伴い、見直された三つの方針については、学長室会議にて審議されたのち、自己点検評価・改善委員会での審議・点検、教授会での審議を経て、学長が決定している。全ての会議体は毎月定例開催し、学習成果と三つの方針について定期的に点検している。

入学試験の際にはAPに沿った人物であるかを評価するために、それぞれの入試評価基準にAPの項目を盛り込むと共に、全受験生に対して面接を実施している。

この三つの方針を核として、「幅広い教養を教授するとともに、美容に関する学芸を教授研究することにより、美しく生きるために必要な能力を有し、美容を通じ広く国際社会に貢献しうる人材」を輩出するべく、教育活動にあたっている。このような三つの方針を踏まえた教育活動については、学内に向けてはオリエンテーションにて周知し、ゼミの授業を通して繰り返し説明することで理解を深めている。学外にはOCでの説明や本学ウェブサイト、募集要項への記載等で表明し、本学への入学を検討している高校生等に広く周知している。

教育目的・目標に基づく人材養成について、地域・社会の要請に応えるべく、定期的に企業や高校にアンケート等を行い点検している。

企業は、過去に本学学生を採用したA株式会社、高校は、卒業生が入学しているB高校長との面談を実施し、教育の質の確認検証を行った。面談内容は、教育目標、三つの方針を踏まえ、本学運営の妥当性・適切性等について、点検・評価をいただいた。

企業は、知識技術の取得にとどまらず、人間形成教育の取り組みが高評価であった。高校

からは、コース制採用と総合型選抜の選考形式、学習成果に対して高評価を得た。

IR 室がアンケート内容を分析した結果、学科課程の教育目的・目標に基づく人材養成が概ね達成されていることが判明した。これらの結果は自己点検評価・改善委員会並びに教授会にて報告し審議され、定期的な点検が行われている。また教授会等において全教職員が結果を共有している。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

DP6 の総合力については、OC をはじめとする各種課外活動にて相応の学習成果をあげており、学生から好評を得ている。今後は、DP の学習成果をより効果的に獲得するために、課外活動の内容をより厳選し、実施することとしたい。

一学科制の下、クラスは 3 コースの学生によって混成する体制としている。混成体制でのゼミ授業により、本人が履修していない科目の特徴を把握する機会が増えるなどポジティブな教育効果を生み一定の成果を得た一方、機会の幅を広げたことにより学生への負担が過多となる状況も散見された。その為、指導教員の不足や学生への負担軽減のため次年度以降のクラス編成を見直すべく検討した。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

縦断的な教育の取組みとして、1 年生と 2 年生の交流の機会を創出する試みを続けている。昼休みや放課後に学生ホールにて自学習する学生は学年を問わず、互いに学習サポートを行い、DP2 の主体的行動力、DP3 の課題解決力の向上の学習成果に繋がっている。

[テーマ 基準 I-C 社会貢献]

<区分 基準 I-C-1 の現状>

本学では地域社会に向けた公開講座・生涯学習事業として、八王子市との連携に基づき大学コンソーシアムに参加し、一般市民向けに「いちよう塾講座 {美齢講座シリーズ}」を提供している。この講座は建学の精神に掲げている美道を軸として「美しく生きる」ための知識や技術を伝授しており、令和 7 年度は計 19 講座を開講し、受講生は 114 名であった。

加えて「夏休み子どもいちよう塾」やその他、地方自治体や障害者福祉センターなどの依頼に基づき、様々な講座を提供した。令和 7 年度は前述のいちよう塾講座と併せ、26 講座を提供し、参加者総数は 555 名であった。

令和7（2025）年度 いちよう塾講座（前期）							
講座別	内容	開講日	開講時間	回数	タイトル	担当	参加者数
有料講座	健康	4/19(土)	10:20-11:50	1	美齢講座① 美しく健やかに生きる	木村康一	7
	健康	4/26(土)	10:20-11:50	1	美齢講座② 美しい歩き方を学んで体力アップ	永松俊哉	13
	健康	5/17(土)	10:20-11:50	1	美齢講座③ ベストヘアデザイン	平田昌義	中止
	健康	6/21、6/28(土)	10:20-11:50	2	美齢講座④ バラ栽培講座	下村毅	6
	健康	6/21(土)	10:20-11:50	1	美齢講座⑤ 色を楽しもう	栗本佳典	24
	健康	6/28(土)	10:20-11:50	1	美齢講座⑥ エイジングヘアケア	及川麻衣子	6
	健康	7/5(土)	13:30-16:50	2	美齢講座⑦ ブレイドヘア技術	秋田留美	7
	健康	7/12(土)	10:20-11:50	1	美齢講座⑧ セルフヘアスタイリング	石川文子	中止
	健康	7/26(土)	10:20-11:50	1	美齢講座⑨ おしゃれでいきいきシニアファッション	大野淑子	10
	健康	8/2(土)	10:20-11:50	1	美齢講座⑩ ビューティーセルフケア	富田知子	7
						計	80
令和7（2025）年度 いちよう塾講座（後期）							
講座別	内容	開講日	開講時間	回数	タイトル	担当	参加者数
有料講座	健康	9/6(土)	13:30-16:50	2	美齢講座① ブレイドヘア技術	秋田留美	6
	健康	10/4(土)	10:20-11:50	1	美齢講座② 美しく健やかに生きる	木村康一	中止
	健康	10/25(土)	10:20-11:50	1	美齢講座③ 美しい歩き方を学んで体力アップ	永松俊哉	10
	健康	11/15(土)	10:20-11:50	1	美齢講座④ ベストヘアデザイン	平田昌義	7
	健康	11/22、11/29(土)	10:20-11:50	2	美齢講座⑤ バラ栽培講座	下村毅	中止
	健康	12/4(土)	13:30-15:00	1	美齢講座⑥ エイジングヘアケア	及川麻衣子	中止
	健康	12/13(土)	13:30-15:00	1	美齢講座⑦ おしゃれでいきいきシニアファッション	大野淑子	3
	健康	12/20(土)	13:30-15:00	1	美齢講座⑧ ビューティーセルフケア	富田知子	中止
	健康	1/17(土)	10:20-11:50	1	美齢講座⑨ 色を楽しもう	栗本佳典	8
						計	34

八王子市役所（市民活動推進部協力推進課）からの依頼により、近隣地域の子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりの一環として、美容体験を通じて自己肯定感を高めることを目的として、八王子みなみ野地域の子ども食堂において担当教員及び学生によるネイルアート施術をおこない、保護者・子どもたち・市担当者から好評を博した。

外部と連携して行われている課外活動は、令和3年度の改組再編以降、その目的を明らかにし、ディプロマポリシー（以降DPと示す）6項目との関連性を明示している。

これらは地域活動の一助になることを目的として八王子市のみならず、多摩地区全体にも活動範囲を広げ、好評を得た。

<テーマ 基準I-C 社会貢献の課題>

教育機関及び文化団体等を通して要請を受け、建学の精神のもと、美容を通じて教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。一方で年間を通したカリキュラムのもと、学年暦に示されているように時間的制約があり、全ての要請に対応できない現状があるが、今後も学生のDPの獲得、並びに研究成果に着目しつつ、より多くの要請に応えていきたい。

<テーマ 基準I-C 社会貢献の特記事項>

昨今の高齢化社会の中、高齢者が生き生きと生活するために本学の特徴にある「美容福祉」が着目されている。美道五大原則の健康美に関して、高齢者が気楽に簡単に体を動かし、健康維持をめざす推進活動として昨年度に Yamatan-Belle-Rose が開発したエステダンスは、地域包括支援センターが主催して行われた駅前サロン（多世代交流サロン）においてセルフハンドマッサージとともに提供され、高齢者の健康増進や地域における多世代間交流に貢献した。この活動は、大学コンソーシアム八王子学生企画事業補助金対象事業として採択されたものであり、大学コンソーシアム八王子学生発表会で発表され福祉・環境部門で最優秀賞を受賞した。

本学のバラ園維持活動は Yamatan-Belle-Rose としての独自の活動を続けており、今年度もガーデン維持に関わる地域のローズパートナー（本学のバラ園の管理していただいているボランティアの方々）とともに活発な活動を行っている。

[テーマ 基準 I-D 内部質保証]

[区分 基準 I-D-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

<区分 基準 I-D-1 の現状>

自己点検・評価のための規程を明確に定めている。教職員はいつでも学苑内システム（サイボウズ）に掲載されたこの規程を自由に閲覧できる。自己点検・評価を行うために学長を委員長とする自己点検・評価改善委員会を組織している。

規程に基づき、原則として毎月、自己点検・評価改善委員会を開催し、自己点検・評価活動を行っている。本学の教学に係る事項は全て自己点検・評価改善委員会において審議されている。

自己点検・評価改善委員会において毎年、自己点検・評価報告書を作成している。自己点検・評価報告書は学内外に紙媒体の報告書を作成するだけでなく、本学のウェブサイトにおいても全て公表している。

自己点検・評価改善委員会で検討された事項は、その後教授会で審議され、学長承認事項が全教職員に共有される。また、夏季及び春季に全教職員が参加して開かれる FDSD 研修会において吟味された課題も自己点検・評価改善委員会で共有され、審議し、新たな発展の道を探求している。

教授会は、重要事項について意見を述べる場と位置付け、参加メンバーを教授に限定せず、専任の教職員の全員参加を原則としている。審議された内容は共有され、参加できなかった職員には後日内容を確認するよう義務づけている。また教授会では、役職に関わらず教職員が自由に意見や質問ができる場を設けている。上記活動により全教職員が自己点検・評価活動に関与していると言える。

自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見を取り入れるため、毎年高校の校長を訪問し、本学の建学の精神・教育理念、また DP、CP、AP 等について説明の上、意見を聴取している。

また高校へアンケート調査を行い、その結果を自己点検・評価改善委員会にて審議している。更にその結果を教授会に附議している。令和 7 年度は 6 校から回答を得た。さらに企業の意見も取り入れるため、毎年卒業生が就職している企業にアンケートを実施している。その結果は、自己点検評価・改善委員会にて審議し結果を教授会に附議している。

自己点検・評価活動の結果は、建学の精神や DP の点検を含めて、あらゆる課題の改革・改善のために活用している。カリキュラムの改訂やアセスメントポリシーの改訂と学習成果の評価方法の改善等、自己点検・評価の結果が本学の教学の改革・改善に活用されている。

[区分 基準 I-D-2 教育の質を保証している。]

<区分 基準 I-D-2 の現状>

学習成果を焦点とする査定の手法として、美容師国家試験合格率、就職・進学率、学生に対する調査として「授業評価アンケート」、卒業生に対する調査として「卒業生アンケート」、「企業アンケート」等の量的及び質的データを用い、分析している。また、アセスメントポリシーを定め、機関レベル（大学）、教育課程レベル（学科）、科目レベル（個々の授業）で検証している。質的・量的データとして測定できるようにループリック評価法を導入し、学習成果獲得の状況を把握するとともに内容や効果について自己点検評価・改善委員会で査定している。さらに、学習成果に客観的評価の観点を加えるために標準化された外部のアセスメント・テスト（PROG）を導入し、その効果についても同委員会で査定している。

(注)アセスメント・テスト（PROG）は、社会で求められる汎用的な能力・態度・志向を測定・育成することを狙いに、河合塾とリアセックが共同開発した評価プログラムである。

査定の手法については、毎月開催される自己点検評価・改善委員会の中で幅広い観点から定期的且つ包括的に点検している。シラバスは DP のどの部分に関係するか明示し、カリキ

ュラムマップでその旨を教職員及び学生に周知徹底している。

教育の向上・充実に向けては、自己点検評価・改善委員会および FDSD 等の中で全学的に PDCA サイクルを活用し、教学の内容や手法の改善に取り組んでいる。

学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などについては、文部科学省をはじめ私学関係機関が開催する説明会等に関係教職員が出席し、情報収集を行っている。その内容については関係部署へ周知すると共に、学長室、自己点検評価・改善委員会、教授会等で広く教職員への周知を図り、情報共有を行い法令遵守に努めている。今年度は、規程に関して、法令遵守の観点並びに現運用との乖離がないかを点検し、若干の改訂を行った。

<テーマ 基準 I-D 内部質保証の課題>

内部質保証の更なる充実を目指し、委員会等の活動と連動した教職協働を推進している。IR 室を中心に、データ分析結果に基づく PDCA サイクルを実行し、内部質保証に努めている。

また教職員の行動指針である「山野インストラクションスタンダード」は、Google ドライブ内に格納されており、常勤・非常勤にかかわらず全ての教員が常に確認できる環境を整えている。FDSD 研修会では本指針を理解する時間を設けている。本指針は全ての教育の質の向上に必須である。従って、学内の課題にのみならず社会状況に沿ったものにするため、定期的にチェックを行い必要に応じて今後も見直しを行っていく。内部質保証の観点からも、引き続き規程の見直しを行っていく所存である。

<テーマ 基準 I-D 内部質保証の特記事項>

毎月開催される教授会の冒頭で教育力向上、教育研究活動の円滑運営を期して、重要な時事トピックスを取り上げながら学苑長、学長が訓示（メッセージ）を行っている。このメッセージは教職員全員に共有され、教育の向上と充実をめざす意義が適宜、確認されている。

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

○建学の精神を入学後早期に理解させるため、1 年前期の必修科目として「美道論」の科目を開講している。「美道の追求と実践」として、建学の精神の理解度の深度を上げるために、より多くの学生に授業並びに課外活動を通して「追求と実践」を今後も促していきたい。

1 年前期に開設している必修科目の「美道論」が修了した時には、全学生が建学の精神を理解している。

○DP6 の総合力を獲得できる機会である課外活動は、OC をはじめとして一定の学習成果を得て学生から好評を得ている。一方で履修科目以外での活動時間の確保や教職員の人的資源の減少、労務管理上の働き方の課題がある現状に鑑み、課外活動の内容をより厳選し、DP の学習成果を獲得するための具体的目標に着目し、実施することとしたい。

保健所からの指導により美容に関する活動内容が限定された。このように参加可能な活動の選択肢が減少したことを踏まえ、活動の中から学生への教育的効果が高いものを厳選し実施した。

○教育機関及び文化団体等を通して要請を受け、建学の精神の下、教職員及び学生が美容関連のボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。一方で年間を通したカリキュラムの下、学年暦にもみられるように時間や人的資源に制約があり、全ての要請に対応できていない。今後も学生の DP の獲得、並びに研究成果に着目しながらできる限りの要請に応えるべく検討をしていきたい。

時間や人的資源の制約の中、教育的効果を踏まえて活動を選択し、学生にとっての教育的効果の多寡を基準に今後も工夫しながら地域・社会貢献を推進していく。

○内部質保証の更なる充実を目指し、委員会等の活動と連動した教職協働を推進している。
また内部質保証の向上の観点から、法令遵守・運用との乖離の回避のために、規程の見直し
を今年度も行っていきたい。また、教職員の行動指針である「山野インストラクションスタンダード」の実践の点検を行っていきたい。

法令遵守は当然ながら、学内規程の更なる見直しを行い、実態と乖離している部分の改正を行った。「山野インストラクションスタンダード」については点検の上、内容継続とともに、FDSDを通じて教職員への実践徹底を行った。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

○「美道の追求と実践」として、建学の精神の理解度の深度を上げるために、より多くの学生に授業並びに課外活動を通して「追求と実践」を今後も促していきたい。

○DP6 の総合力を獲得できる機会である課外活動は、時間や人的資源に制約の中、内容をより厳選し、DP の学習成果を獲得するための具体的目標に着目し、実施することとしたい。

○指導教員の不足や学生への負担軽減のため次年度以降のクラス編成を見直すべく検討する。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

[区分 基準Ⅱ-A-1 卒業認定・学位授与の方針に従って、単位授与、卒業認定や学位授与を適切に行っている。]

<区分 基準Ⅱ-A-1 の現状>

卒業認定・学位授与の方針は、本学ホームページ、「学生生活の手引き」に明示している。卒業要件・成績評価の基準・資格取得の要件は「学生生活の手引き」及び履修登録方法を中心とした手引きである「教学について」に記載している。「学生生活の手引き」及び「教学について」は Google Classroom にてすべての学生と教職員に配信している。入学時にはオリエンテーションを行い、卒業要件・資格取得の要件・必修科目と選択科目をコース毎に説明している。年間の履修上限単位数は 45 単位とする CAP 制を学則に基づき履修規程に定めている。

学習成果カルテについて、令和 3 年度から DP の達成度を 6 つのレベルに定めている。令和 6 年度までは卒業の 2 年間で計 6 回行っていた。これまでの実施回数や学生成果の修得状況等を検証の結果、2 年間で 3 回（1 年生 2 回、2 年生 1 回）達成度を入力し、科目の学習の振り返りを記入することとした。次の学習目標が明確になるよう、教員が本カルテにコメントを記入してフィードバックを行うとともに、個人面談でも DP の達成度の確認を行っている。学生の DP の習得達成度が本学で定めた学位授与レベルまで到達できるかどうかの検証も行っている。

社会的・国際的な通用性をチェックするために、卒業生アンケートや企業アンケートを毎年行っている。

卒業認定・学位授与の方針については、月に一回開催する自己点検評価・改善委員会にて、定期的に点検している。学位授与、卒業要件・成績評価の基準等は、学則に基づき規程を定めている。

[区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。]

<区分 基準Ⅱ-A-2 の現状>

教育課程編成・実施の方針および卒業認定・学位授与の方針に関しては、建学の精神に基づいて「美しく生きるために必要な能力を有し、美容を通じ広く国際社会に貢献しうる人材を育成する」ことを教育の目的としている。DP で示した 6 つの能力を備え、卒業要件を充たした者に学位を授与することを明示している。

学習成果の獲得に寄与する科目を一覧できるカリキュラムマップと科目の関連性を示すカリキュラムツリーを作成し、学生の指導に活用している。建学の精神、教育目標、DP、学習成果から各科目への展開の一貫性を明確に提示する仕組みを取り入れ、学習成果に対応した授業科目を編成している。また、ナンバリングでは DP に関連付けて附番しており、どの DP を修得できているか明確になっている。

成績評価は、履修規程の「成績評定及び単位の授与」の規程に定め、学習成果の獲得を短期大学設置基準等に則り判定している。

シラバスには学習成果、授業内容、予習・復習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等を明示し、オリエンテーションにて学生がシラバスを理解できるようにサポートをしている。また、どの DP により深く関連付いているか一目でわかるように明示している。これにより卒業までの DP 到達がより明確になっている。講義系の 2 単位科目 1 コマ開講の場合は 240 分、実習系・演習系の 1 単位科目 1 コマ開講の場合は 60 分の予習・復習を受講生に求めている。

本学は通信による教育を行う学科・専攻課程を有していない。

教育課程の見直し及び改善に向けて、授業アンケートや学習成果カルテの確認内容を IR

室で分析し、その結果を自己点検評価・改善委員会にて審議している。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

<区分 基準Ⅱ-A-3 の現状>

建学の精神である『美道五大原則に基づく「美道」の追求・実践』の理念のもと、「美道プロジェクト」を中心に、学習支援・生活支援を行う「ゼミ教育」、職業教育を行う「キャリア教育」を連携させた教育実施体制を確立している。また、職業や実生活に必要な能力の育成となるように、知識・技能を養う教養教育並びに専門教育も編成している。

美容師免許取得コースでは、美容師に必要な知識・技能の習得を目指すとともに、美容サービスを総合的な視点で捉える専門的な科目を設定している。インナービューティーコースでは、栄養・健康・心理の知識を身につける科目とともに、美容と健康に役立つ実践的科目を設定している。グローバルキャリア・ビューティービジネスコースでは、英語によるコミュニケーションスキルおよびビューティービジネスに関わる知識を習得する科目を設定している。

教養教育と専門教育との関連は、カリキュラムマップに記載されているナンバリングで確認できる。カリキュラムマップには、DP との関連を記載しており、各科目においてどのような DP 獲得につながるか把握しうる。

教養教育の効果は、学習成果カルテ及び PROG を用いて測定・評価を行っている。学習成果カルテ並びに PROG の分析・評価結果は IR 室が取りまとめ、自己点検評価・改善委員会に報告している。また、データに基づき同委員会主導で改善に取り組んでいる。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

<区分 基準Ⅱ-A-4 の現状>

時代に即した職業教育を可能とするために、新たな科目を設定し、職業への接続を図る職業教育の実施体制を構築した。美容系、福祉・心理系、健康・スポーツ系、栄養・食品系、アパレル系、航空運輸系などの対人サービスを重視する企業・団体への就職を想定し、「共通ビジネス科目」を複数設定している。加えて、将来の進路に繋がる学生自身の強みや思考を明確にするために「キャリアデザイン」の科目を設けている。また、実務経験のある教員を配置（66 科目 98 単位）し、職域での経験や知識に基づいた指導を行っている。

学習成果カルテ、授業アンケート、卒業生アンケート、資格取得率等のデータを基に、職業教育の効果を定期的に検証し、改善に取り組んでいる。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

教育課程の点検は、自己点検評価・改善委員会の活動と位置づけている。今後の取組みとしては、複線的・多面的な学びに基づく総合知を育成するために、各教員が科目間の連動性についての意識を高め、教育課程の点検に取り組むこととする。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

学科改組の際、自己肯定感を高めることが教育の質の向上を図る上で極めて重要と考え、必修科目として、パーソナル・スキルとソーシャル・スキルの開発を行う「美道プロジェクト」、学習支援・生活支援を行う「ゼミ」、職業教育を行う「キャリアデザイン」を配置した。いずれの授業も、自己の長所を見いだし将来のキャリアに結びつける思考トレーニングを行っている。また、定期的に学習成果カルテを用いて自己の学びを可視化する取組みを進めている。

授業以外でも多彩な課外活動を通した学びを実施している。具体的には、インターナショナルスクールとの交流・学内外におけるヘアショー等、各種イベントでの美容技術が挙げられる。また、地域への貢献・参画活動として、本学ローズガーデンプロジェクトの企画・立

案・実践、八王子大学コンソーシアムへの参加、私学情報教育協会コンソーシアムへの参加、専門性の学びを意識した美容コンテストに向けた自主勉強会が挙げられる。これら多くの体験は、学生の主体性、社会人基礎力、コミュニケーション能力、学習意欲、自己肯定感の向上に繋がっている。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果]

[区分 基準Ⅱ-B-1 短期大学及び学科又は専攻課程において学習成果は明確である。]

<区分 基準Ⅱ-B-1 の現状>

学習成果について、学生の到達度を科目ごとに定期的に測定し、学習成果カルテに具体的な DP の到達状況を示すことで、学生が自身の成長を実感できるようにしているとともに、ゼミ担当教員も DP 到達状況を把握している。

ゼミの授業の中では、1 か月の学習成果の獲得の振り返りと今後 1 か月の学習成果獲得の目標設定を行い、DP を深く意識させることで成長に繋げている。また定期的に個人面談を行い、学習成果獲得の確認をすることで、更なる学習成果獲得に繋げている。加えて、教員が各学生の学習成果カルテの内容を確認し、DP と関連付けてフィードバックのコメントを記載している。学生は自身の評価と教員からのフィードバックをもとに、今後の具体的な目標設定に取り組み更なる学習成果の獲得を目指している。

学習成果は 1 から 6 のレベルに区分けしたディプロマポリシー評価表を基に評価しており、測定可能と史料する。1 年生はレベル 3～4 を、2 年生ではレベル 5～6 を目指すこととなる。学位授与レベルに定めているレベル 4 以上に大多数の学生が修業年限内で到達しているため、学習成果は一定期間内で獲得可能と史料する。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得状況を適切に評価している。]

<区分 基準Ⅱ-B-2 の現状>

学習成果は、シラバスに示す成績評価基準に基づき各科目で評価している。

ゼミの授業にて、学習成果カルテに授業での学びや自身の成長について学生自身が記入する。その内容をもとにゼミ担当教員が学生と面談を行い、学習成果獲得の状況を確認している。授業アンケートでは、各科目の DP の獲得を質問事項としており、その結果をもとに学習成果の獲得状況を把握している。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みを設けている。]

<区分 基準Ⅱ-B-3 の現状>

令和 4 年度から、累計 GPA 分布と PROG との相関関係を IR 室が分析し、学生の学習成果獲得状況の把握に努めている。単位取得率は、各学年と各科目の量的データとして扱っている。学位取得者数は量的データとして測定し、HP に公開している。本学で取得できる資格を一覧表に纏め、受験者数と合格者数を記入して学習成果の獲得状況を可視化している。ポートフォリオについては、各科目で利用している Google Classroom に課題やレポート等が蓄積されている。ゼミで使用する学習成果カルテのコメント欄には、学生の振り返りと、その振り返りに対する教員からのフィードバックやアドバイスが記載され、学習成果の獲得の確認に活用されている。可視化された学習成果カルテ、PROG の結果は、教員が学生との面談時に参考資料として活用している。

学生調査として、授業評価アンケートや卒業時アンケートを実施し、自己評価に活用していると共に、IR 室が量的・質的データとして結果をとりまとめ、測定している。同窓生への聴き取りとしては、卒業生アンケートを定期的に行い、その回答を量的・質的データとして分析している。

インターンシップ・大学編入学率・就職率はキャリア支援センターが測定・計算し、教授会に報告するとともに HP にて公開している。在籍率、卒業率については、学生教務課が学

生状況を測定・計算し、自己点検評価・改善委員会で審議の上 PDCA サイクルにて改善に努めている。

[区分 基準Ⅱ-B-4 学習成果の獲得状況の公表に努めている。]

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率など、学習成果に関する量的データは HP にて公表している。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果の課題>

学生が教員にメールで授業の内容等を質問できる環境を整えている。これらの仕組みの利用頻度を高めるべく、オリエンテーションや各科目の授業時に科目担当教員から活用の方法を繰り返し説明していきたい。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果の特記事項>

ゼミ担当教員が授業で使用している学習成果カルテにより、学習状況の把握や学生の生活面、健康面等、各種の相談ごとを聴取する仕組みを整えてきた。このことによって、学生の様々な悩みに対して迅速かつ的確な対応が可能となった。

[テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜]

[区分 基準Ⅱ-C-1 入学者選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて実施している。]

<区分 基準Ⅱ-C-1 の現状>

入学者の選抜は、AP および学習の三要素(知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性・多様性・協働性)を踏まえて、多角的、総合的に評価している。

入試は「総合型選抜」、「学校推薦型選抜」、「一般選抜」、「特別選抜(社会人・帰国子女・外国人留学生)」があり、いずれも選考基準を設定している。また令和4年度から、すべての選抜において面接を実施している。2026(令和8)年度選抜から総合型選抜入試、推薦型入試において「プレゼンテーション」に変更し面接試験と併せて総合評価としている。諸般の事情で来学を避ける学生の入試の機会を失わせないように、「総合型選抜」、「学校推薦型選抜」においてオンライン型受験を整備し実施している。

[区分 基準Ⅱ-C-2 入学者選抜に関する情報を適切に提供している。]

<区分 基準Ⅱ-C-2 の現状>

入学者受け入れ方針(AP)は「建学の精神、教育目標及びディプロマポリシーを理解し、その目標に向かって努力できる人材を求める」としており、学習成果に対応している。APは、授業料、その他入学に必要な経費とともにHPや募集要項に明示し、周知している。

入学前の学習成果の把握・評価については、DPの6項目と連動させた内容とし、以下の6項目を本学ウェブサイトや募集要項に明示している。

1. 高等学校の教育課程における、国語又は英語に関する基礎学力を持っている人
2. 自ら率先して学ぶ意欲があり、努力する人
3. 他者の考えを聴くことや、自分の考えを述べることができる人
4. 自身や他者の美しさに関心を持っている人
5. 日本や海外の文化に興味があり、物事を幅広い視野から総合的に見つめようとする人
6. 人と関わるのが好きで、相手の笑顔に幸せを感じる人

受験の問い合わせなどに対しては、アドミッション・オフィサー2名を配置し適切かつ迅速に対応している。

<テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜の課題>

入学者選抜については、学内 PDCA サイクル検証の結果、より受験生が受験しやすく尚且

つ学力の 3 要素を多面的に・総合的に評価・判定するために、2026（令和 8）年度選抜よりプレゼンテーションを選考の中に取り入れた。2027（令和 9）年度選抜より「学校推薦型選抜」においてはプレゼンテーションに代わり、文章表現力を評価すべく小論文を課すこととした。

<テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜の特記事項>

入学者受入方針、選抜方法等については、定期的に高校の進路指導担当の先生方を対象に意見聴取を行っている。選考基準等は入学試験委員会、自己点検評価・改善委員会、並びに教授会にて定期的に検証している。

[テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援]

[区分 基準Ⅱ-D-1 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

<区分 基準Ⅱ-D-1 の現状>

入学手続き者には、入学前に学籍番号やメールアドレスアカウントを付与している。学校からの連絡等には Google Workspace アプリ（Forms・Gmail（教職員専用アカウント付与：スカイキャンパスメール）・Classroom）を活用している。オンライン授業等に使用する Zoom の設定方法については入学までに説明資料を提供している）。ここで提示したアプリ等は、入学前に新入生全員に設定させている。入学準備に関して、Classroom を通じて各授業の Classroom コード・Zoom URL、奨学金に関する情報を提供している。

入学式後にオリエンテーションを実施し、学習の目的や方法、履修登録指導、学生生活における注意点や相談方法について説明を行っている。

学生生活、サポート体制、教育課程、進路、施設、証明書等について記載されている学生生活の手引き（Google Classroom にて配信）を毎年度発行している。授業前後の空き時間や昼休み、オフィスアワー、並びに補講授業期間を各期末に設定して学習成果の獲得に遅れがある学生への個別補習を行い、また試験前後に習熟度が不足する学生に対して補習授業を実施している。

ゼミ担当教員は必要に応じて学生に対して面談を行い、学習面や生活面のサポートを行っている。また必要が認められた場合は保護者への連絡も行っている。

本学は通信による教育を行う学科・専攻課程を有していない。

図書館に専門的事務職員を配置しており、学生の学習向上のための支援を行っている。

課外活動は、授業で学んだ内容をより実践的に学ぶ機会として設定されており、意識の高い学生はこれに積極的に参加することで、さらなる学習成果の獲得を目指している。

留学生の受入れについては、私費外国人留学生の受入を行っており、ゼミ担当教員が学習の進捗状況を把握するために、個別面談等を行い、サポートをしている。

学習成果カルテ、PROG、を量的・質的データとし、自己点検評価・改善委員会において定期的に点検し、学習支援策の改善を行っている。

[区分 基準Ⅱ-D-2 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

<区分 基準Ⅱ-D-2 の現状>

学生指導、厚生補導等の生活支援は、主に学生・教務課、学生委員会が担っている。学生・教務課では学生の生活指導、厚生に関する事務処理を行っている。

学生の健康管理については、保健管理室が中心となって医師及び看護師が専門的に対応し、健康の維持増進のための指導を行っている。学生のメンタルケア、カウンセリング体制としては、常勤看護師に加え、学校医である精神科医（保健管理室長）、臨床心理士・公認心理師資格を持つカウンセラーが相談に応じている。

自然災害等が発生した場合、居住地域はもちろん、実家がある地域の状況を学生・教務課が報道で確認しゼミ担当教員に連絡を行っている。

学生の自主性と協調性を涵養することを目的に、学友会、サークル活動、学苑祭、ヘアショーなど、学生の主体的な活動を奨励し、学生委員会を中心にサポート体制を整え全学的に

支援している。さらに、OCにおいて定期的なヘアショーを行っている。

学生食堂「カフェテリア・クレオ」を設置し、昼休みには日替わりランチをはじめ、様々な昼食を提供している。また、売店を設け、文房具や授業で使用する教材（消耗品）、軽食や弁当の販売をしている。加えて、飲料・パン等の自動販売機も設置し、常時軽食を購入できる環境を整えている。その他、個人用ロッカー、コピー機、雨天時の傘袋、学生用電子レンジ、消毒用アルコールとペーパータオル、wi-fi ルーター、生理用品の自動販売機を配置している。学生交流や実技練習のスペースとして学生ホール等を設置するとともに、運動具など娯楽道具の貸し出しも行っている。このように、学生が学校生活を送りやすい環境を用意している。

宿舎が必要な学生の支援として、学生会館運営会社と連携して作成した学生会館案内書、近隣の不動産会社から提供された物件情報紙を配布するとともに各種相談に応じている。

通学の利便性を向上させるため、スクールバスを4台所有し運行している。また、学生用の駐輪場、駐車場（6台以内）も設置している。

本学独自の奨学制度として、「入学料一部免除制度」、「入試特待生制度（秀）」、「入試特待生制度（優）」、「入試特待生制度」、「特待奨学制度」、「被災学生特別サポート」、「ファミリー特典制度」、「山野愛子奨学金」を設けている。日本学生支援機構、守谷育英会、あしなが育英会等の奨学制度についても、積極的に案内や事務手続きを行っている。

学生生活に関する意見や要望については、主にゼミ担当教員が聴取し、対応している。前期・後期には、各1回授業アンケートを実施し、学生の授業に対する意見や要望、参加意欲などの聴取を行っている。またオフィスアワーを設定し、学生からの質問や相談を受ける時間を確保している。

在籍する留学生の学習及び生活を支援する体制として、ゼミ担当教員がゼミ活動を通じて支援している。

社会人学生についても、ゼミ担当教員がゼミ活動を通じて必要な支援を行っている。

移動機能に障がいのある学生に対しては校舎にエレベータを計7基設置しており、またバリアフリー対応のトイレを用意している。

学則に基づき、長期履修生制度を設け、学生を受け入れる体制を整えている。

学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に関しては、多くの課外活動が設定され、主体性を涵養する環境を整えている。また学生の社会的活動をホームページ等で取り上げ、評価・称賛すると共に、卒業時の褒賞の選考においても評価対象としている。

[区分 基準Ⅱ-D-3 進路支援を組織的にを行っている。]

<区分 基準Ⅱ-D-3 の現状>

就職支援・進学支援を目的としたキャリア支援センターを設置しており、職員が常駐している。またキャリア支援活動内容を審議するキャリア支援センター運営委員会を設置している。

キャリア支援センターでは、就職希望者に業界研究や履歴書・面接対策などの支援を行い、Google Classroom 並びにポータルサイトを活用して、求人、進学、留学、インターンシップ等の情報をWEB配信している。また、就職支援業者と連携し、本学学生向けの就職ガイダンスを学内で開催した結果、89社が参加し学生の進路意識を高めることができた。

進学・留学希望者には担当教員を配置して進学先情報や試験対策をサポートしている。四年制大学への指定校編入学を希望する学生を対象に学内選考を実施し、合格者には小論文や面接等の入試対策を行うなど支援を行っている。また留学希望者に対する支援として、留学専門業者による個別相談を実施している。

進路内定状況は、毎月教授会で報告し、学内での情報の共有を図っており、卒業生の進路情報を収集し、その傾向を把握した上で在学生へのキャリア支援に役立てている。

資格取得支援として、授業と連動した資格や課外の対策講座を受講して目指す資格など、取得可能な資格一覧を学生に案内している。

<テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援の課題>

現在、健康面、生活面、学習面等で何らかの問題を有する学生がいる場合は、ゼミ担当教員が学生との面談を実施し、個人情報の保護に配慮したうえで必要に応じて教職員や保健管理室と情報を共有し、諸事対応する状況にある。この点に関して今後は、学生対応を迅速かつ的確に行うためにも、学生の機微情報に関する共有体制をさらに検討し整備したい。

<テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援の特記事項>

本学での合理的配慮の取り組み指針に則して、ゼミ担当教員や保健管理室などと連携を取る体制を整備する。個人情報とは慎重に取り扱いながら、学生の学業、生活、健康の諸状況の把握に努め、休学・退学者の減少に向けて取り組んでいきたい。

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

※下線部は、前回に記述した改善計画である。

○令和3年に1学科3履修コース制へと改組を実施した。その後の入学者数の推移、社会的要請により、令和9年度から1履修コースを減じて、美容師免許取得を目指すコースと美容全般を学ぶコースの2履修コース制にすべく、検討を進める。

現行の1学科3履修コース制を、官民様々な動向を踏まえた上で美容師免許取得コースと美容師免許を取得しないコースの2履修コース制に再編することを検討している。

○美容総合学科のカリキュラム及び開講期を見直し、1年次は将来の可能性の幅を広げるべく、自由選択科目を多く配置する。2年次には将来像を具現化することを目指し、資格取得などを目的とした科目を配置する。

令和7年度入学生よりカリキュラムを大幅に変更したことにより長期休業期間中に開講していた集中講義を廃止した。そのことにより多くの学生が長期休業期間の課外活動（地域連携活動、海外研修やインターンシップ）に参加が叶い、時間に余裕があれば複数の活動にも参加が可能となった。このことにより学生の社会活動の経験値も向上したものと考えられ、人間的成長の一助になったものと推測する。学生が実際、どう成長したかについては、令和8年度に改組の完成年度を迎えることから、次年度以降、継続的に検証していく。

○多様化する進路指導において、就職だけでなく、進学や留学など学生たちの視野を広げ、各学生が「なりたい自分」を実現できるような支援を実施する。

進路活動の重要性は入学時オリエンテーションの時点から学生への意識付けを行っている。現状、本学必修科目である「キャリアデザイン」の授業とも連携してキャリア支援センタースタッフを中心に学生の進路指導を行っている。また、昨年度から始まった学内開催の進路ガイダンスでは、本学学生の採用を希望する企業89社が集まった。同時に、海外留学を希望する学生向けに、留学斡旋業者を招いて進学ガイダンスを実施した。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

○教育課程の点検は、自己点検評価・改善委員会の活動と位置づけている。今後の取り組みとしては、複線的・多面的な学びに基づく総合知を育成するために、各教員が科目間の連動性についての意識を高め、教育課程の点検に取り組むこととする。

○入学者選抜については、次年度の結果を踏まえて学内 PDCA サイクルを継続していく。

○学生対応を迅速かつ的確に行うためにも、学生の機微情報に関する共有体制を整備したい。
中途退学・休学者対策にも繋げていく。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づき教員を配置している。]

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

令和 7 年度は、短期大学設置基準を踏まえ 19 名の専任教員によって組織編制を行った。

担当科目の専門性、資格、業績、教育歴、社会における経験等を考慮して専任教員を採用している。本学の教育課程の編成・実施の方針に基づき、非常勤教員を配置している。

専任教員は就業規則を踏まえ、「山野美容芸術短期大学教員選考規程」に基づいて本学の教員としての資質を確認するとともに、昇任に際しては本規程に照合し教授会の議を経て学長が決定している。

[区分 基準Ⅲ-A-2 教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき教育研究活動を行っている。]

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

教員の研究活動は、本学の研究に関する規程に基づいて行われている。研究成果は本学紀要である「山野研究紀要」などで公表している。また教員は、各専門分野での学会活動等も行っている。

科学研究費補助金については、令和 7 年度に前年度からの継続分と併せ、兼任教員 1 名が獲得している。今後も科学研究費獲得に向けて事務面のバックアップを継続する。

本学では、研究倫理に関する規程と指針を設けている。また、必要と認めた場合、倫理審査委員会を招集し、審査を行っている。

原則として専任教員 1 名に 1 室の研究室を整備している。令和 2 年 7 月から裁量労働制を採用しており、各専任教員の裁量により研究、研修時間が設定されている。

専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する経費支援のため、「在外研究旅費支給内規」及び「海外出張旅費支給細則」を整備している。

FD に関する規程（山野美容芸術短期大学 FD/SD に関する規程）を整備し、授業・教育方法の改善や学習成果獲得向上を狙いとして夏季と春季の年 2 回 FDSD 研修会を実施している。また研修会内で、研究倫理委員会による勉強会を実施している。

専任教員は、学生の学習成果を獲得するために学内の各種委員会並びに関係部署と連携して教育研究活動を行っている。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学習成果の獲得が向上するよう事務職員等を配置している。]

<区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

本学に事務局を設置し、事務組織を構成している。事務局には事務局長 1 名を置き、総務課、施設管理課、学生・教務課、広報課、キャリア支援センター事務室、図書館事務室、美容室を置いている。

各部署の責任体制は、「山野美容芸術短期大学組織規程」により明確となっている。事務局職員については、各部署に必要な知識・職能を有しており、適性を発揮できるように業務分担を図っている。

事務関連諸規程については、「組織規程」、「経理規程」、「固定資産及び物品管理規程」、「文書取扱規程」、「公印取扱規程」等を定めている。

事務局には、職員ひとりに 1 台のパソコン、共有のプリンター、コピー機などを完備し、事務分室のキャリア支援センター事務室や図書館事務室にも同様の機器を備え付けている。

また SD 活動に関する規程として「山野美容芸術短期大学 FD/SD に関する規程」を定め、1 年に 2 回の FDSD 研修会を開催しており、学習成果獲得向上に向けた教職員間連携につなげている。

「山野美容芸術短期大学 FD/SD に関する規程」のほか、「山野インストラクションスタンダード」を定め、教職員の意思統一を図り学生指導につなげている。年 2 回の FDSD 研修会

は全教職員が参加し、研修内容を定着させるためレポートを提出している。

〔区分 基準Ⅲ-A-4 学習成果の獲得に向けて、教職員の役割や責任を規定している。〕

＜区分 基準Ⅲ-A-4 の現状＞

令和4年度から「山野インストラクションスタンダード」を制定し、学生が成長して行くための教職員の心構え（マインドセット）と従業スタンス、並びに評価のフィードバック方法を定めている。インストラクションスタンダードは、非常勤教員にも毎年度のFDSD研修会にて内容を周知徹底している。

〔区分 基準Ⅲ-A-5 教職員等の資質、教育能力、専門的能力等が向上するよう組織的な研修を実施している。〕

＜区分 基準Ⅲ-A-5 の現状＞

毎年度、夏季・春季の時期にFDSD研修会を開催し、教職員の能力向上に取り組んでいる。研修会では講義（座学）だけでなく、チームワークやチームビルディングが必要となる実践演習も実施し、組織連携の円滑化につながる研修プログラムを実施している。

〔区分 基準Ⅲ-A-6 労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。〕

＜区分 基準Ⅲ-A-6 の現状＞

「山野美容芸術短期大学就業規則」、「山野美容芸術短期大学教職員給与規程」等を整備し、適正に運用している。法令改正に伴う就業規則等の改正については、社会保険労務士の監修を受けながら適切に実施し、教職員代表の意見書を添付して所管の労働基準監督署に届け出ている。

また、就業規則等の諸規程はグループウェアの「サイボウズ」上に掲載し、常に閲覧できる状態となっている。

勤怠管理は、勤怠管理システムを使用し適正に運用しており、各自が自身の労働時間を把握することができる。毎月定例で実施している衛生委員会において労働災害防止や教職員の健康増進について意見交換し、結果を教授会等にて周知している。

＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題＞

現在、経営改善の見直し策として人的資源のスリム化を図っているが、必要最小限の人員は確保すべきであり、業務内容のスリム化も同時に進める必要がある。

＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項＞

人的資源のスリム化を図るうえで、教職協働の推進、ジョブローテンションの推進を行い、各々の専門知識の共有や、人的資源の柔軟な活用を行い、組織力向上に努めた。

〔テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源〕

〔区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づき校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。〕

＜区分 基準Ⅲ-B-1 の現状＞

本学は校地 61,181 m²を有しており、短期大学設置基準（10 m²×収容定員 490 人＝4,900 m²）を充足している。また、5,795 m²の運動場と 659 m²の体育館も有している。校舎の面積は 14,307.79 m²であり、同様に充足している。

校舎にはエレベータが7基あり、更に敷地内の移動のためスロープを確保しており、車いす等を使用している学生の移動も可能となっている。また、車いす対応のトイレも設置している。教室等については、カリキュラムポリシーに則って必要な講義室、演習室、実験・実習室を用意している。また授業に必要なマイク設備、プロジェクター、Blu-ray プレーヤー、スクリーン等の機器備品を整備している。

また、和装の実習を行う美道ルームやグローバルコミュニケーションの演習を行う英語セ

ンターにもマイク設備、プロジェクター、スクリーン等を完備し、授業の充実を図っている。図書館は 546 m²を有しており、所蔵資料は、美容、芸術に関する専門図書を中心に、広く一般教養を含む図書、雑誌、AV 資料、電子書籍から構成される。所蔵数は、図書約 39,000 冊、雑誌約 200 誌（内外国雑誌 14 誌）、AV 資料約 1,150 点を保有している。令和 3 年度からは、ヘアモード社が提供する「電子書籍読み放題プラン」の利用を開始し、美容技術書やヘアカタログ、国家試験過去問題集などの電子書籍も利用できるよう、環境を整えた。これらのサービスや所蔵情報の検索は、本学図書館 Web サイトから、学内外で利用可能である。所蔵資料は、図書管理システムに登録し、検索できるよう整備している。資料の購入、廃棄については、「山野美容芸術短期大学図書館図書等の収集及び管理業務処理内規」に定められている。購入にあたっての資料の選定については、館長及び図書・研究・倫理委員会が行い、資産登録された図書の廃棄は、図書・研究・倫理委員会に諮り、学長を経由して理事長の承認を得て除籍している。

閲覧席は、一人用のキャレルデスクとグループで利用できるテーブル席、あわせて 116 席を用意している。また、ノートパソコン 4 台、プリンター 1 台を設置して、利用に供している。そのほか、館内にはソファを置き、リラックスした状態で図書や雑誌が利用できるリフレッシュコーナーを設けている。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

「山野学苑経理規程」の中で「山野学苑固定資産及び物品管理規程」を定め、整備しており、施設設備の維持管理は適切に行っている。

火災・地震対策のため「山野美容芸術短期大学消防計画」を定めている。防犯対策についても同計画の内容を準用して対処する。

防災、防犯対策として定期的な点検を行い、毎年 11 月 5 日の「津波防災の日」にあわせ避難訓練を実施している。令和 7 年度は 11 月 6 日に実施した。

コンピュータシステムのセキュリティ対策は、山野学苑法人本部にて法人全体を一括して対応している。

省資源・省エネルギー対策の観点から、照明設備の更新の際は LED 機器に改修し、またトイレの水については一部を除き、中水を利用する方法を採用している。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

開学から 35 年を経過した建物・設備が大半であり、経年による老朽化は否めない。

大規模修繕を含めた長期修繕計画を立てて対応すべきところであるが、資金的制約もあり十分な対応ができていない。またトイレに旧式のものがあり、学生の快適性向上の観点から令和 6 年から順次、改修を進めている。

図書館に関しては、ノートパソコンは更新されたが、プリンターは経年劣化がみられる。当面は支障がないものの更新を検討すべき時期となっている。また、電動集密書架や退館ゲートの老朽化も進んでいるため、リニューアルについて検討を進めている。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

茶室「愛治庵」は裏千家今日庵より寄贈されたものである。裏千家が東京道場として千代田区に構えていた茶室を 1998 年に本学に移築した。「愛治庵」の名は茶道裏千家今日庵鵬雲斎千宗室家元によって命名されたものである。茶室は学生の茶道の授業で使用しており、本学のディプロマポリシーで定めている日本文化の理解に大きな役割を果たしている。この他、外部からの来客のもてなしにも活用されている。

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

[区分 基準Ⅲ-C-1 教育課程編成・実施の方針に基づき学習成果を獲得させるために技術的資源を整備し、有効に活用している。]

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

現在設置してある本学の技術的資源に関しては、以下のような現状であり、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果が得られるよう技術的資源の向上・充実に取り組んでいる。

学生は、各自のスマートフォン、パソコンやタブレット端末を持参し、適宜オンライン授業を受講することができる。課題作成や印刷など、必要に応じて自由に利用できるよう、図書館内にノートパソコン4台とプリンター1台を設置し随時、利用に供している。

図書館が運用する Web サイトは、インターネットの環境があればどこからでもアクセス可能である。所蔵資料検索をはじめ、図書館に関するさまざまな情報を発信しており、「山野研究紀要」や「電子書籍」へのアクセス窓口としても活用できるようにしている。さらに、学生が図書館や読書に関心を持つよう促すことを目的として、SNS も運用し、「学生オススメ本」の紹介、学生の課外活動紹介、教員の活動紹介、雑誌に掲載された卒業生を紹介するなどの情報発信も行っている。

普通教室では、各教室にメディア装置（プロジェクター、スクリーン）を備えており、主に教員が授業において使用している。これらの支援のため、貸出用 PC を3台事務局に備えている。

技術的資源のメンテナンスに関しては、法人総務部システムマネジメント課と連携し、情報ネットワーク管理運営委員会が情報発信とメンテナンスを担っている。また、ソフトウェア環境や教室環境について情報を共有しながら管理・維持・構築を行っている。大学として設置した機器にはウイルス対策のソフトウェア環境をインストールしており、コンピュータウイルスへの対策を行い常に安全な環境で活用できるようにしている。

インターネット環境を学生が常に使えるようにするために、学生用の無線 LAN アクセスポイントを設置している。無線 LAN アクセスポイントは、いずれも学生が自らの情報端末で作業ができる空間の近くに設置している。図書館も無線 LAN のアクセスポイントとなっている。

情報技術の向上を狙いとして、ビジネス PC スキル、ICT リテラシーを習得するための科目を設置している。また新入生へのオリエンテーションで学生生活に必要な PC 等の操作について学ぶ時間を確保し指導している。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

各教室でオンライン授業等を受講するための Wi-Fi 環境を整備したため、コンピュータ教室は使用されていない状態である。同教室に設置されていたパソコン端末を撤去しスペースを確保したため、今後は学生が各自の PC 等を使って、自習のためのスペースにする等の検討が進められている。併せて、さらなる Wi-Fi 環境の整備を進める必要がある。

図書館は、自習したりリラックスしたりする「居場所」として利用されることは多いものの、図書館資料の利用については、積極的とはいえない。授業で図書館資料を用いる課題を出すなど、教員と連携して学生に利用を促しているものの、継続利用につながらないところが課題である。また、図書館 Web サイトの利用については、新入生オリエンテーションで案内したり、図書館入館ゲート横にモニターを設置してデジタルサイネージ風の案内を流したりするなどしているが、必ずしも利用に結びついていないのが現状である。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

無し

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

<基準Ⅲ-D-1 の現状>

過去3年間の学苑全体の事業活動収支の基本金組入前収支差額は、令和5年度は▲279,700千円、令和6年度は▲212,101千円、令和7年度は▲238,350千円の支出超過となった。

令和5年度～7年度の事業活動収支の学校別の状況を見ると、短大は、▲174,884千円、▲188,505千円、▲79,708千円と支出超過が続いている。美容専門学校は、36,733千円、64,851千円と収入超過が続き、▲36,987千円の支出超過となっている。

日本語学校は、79,577千円、63,926千円、42,641千円の収入超過が続いている。

令和5年度を基準に100%とすると、学苑全体の学生数は令和6年度100.0%、令和7年度102.0%へと推移し、一方学納金は103.5%、104.2%へと推移している。教育研究経費と管理経費合計は令和6年度99.9%と減少し、令和7年度101.4%と増加している。

短大に関して言えば、学生数が100.0%、106.4%へと増加し、学納金は101.2%、106%へと増加した。経費も106.1%、110.5%へと増加しており、基本金組入前収支差額が支出超過の状況は続いている。加えて、後述の事情により、経常費補助金は、令和6年度は一部交付を受けたものの75%の減額をした金額、令和7年度は一部交付を受けたものの50%の減額をした金額であったことが、支出超過の大きな要因となった。

美容専門学校、日本語学校は収入超過となっていたが令和7年度は美容専門学校が支出超過となっている。

以上、学苑の収支構造としては、短期大学の支出超過が継続し、その分を専門学校と日本語学校の収入超過額で補っているが、カバーしきれていない。また、法人部門では不適切支出問題への対応で、第三者委員会やコンプライアンス委員会等、外部の有識者への多額の報酬委託手数料が発生し、支出超過額が継続しているという状況である。

現在の当学苑の定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分は「B3」のイエローゾーンの区分に入っているため、経営改善計画を立てそれを実行しつつある。

負債と純資産の合計に占める純資産の割合は85.8%となっており概ね良好である。

退職給与引当金は退職金の期末要支給額の100%を基にして、短大及び日本語学校は私立大学退職金財団に対する掛金累計額と交付金累計額との繰入調整額を加減した金額を、美容専門学校は東京都私学財団よりの交付金相当額を控除した金額の100%を計上している。

資産及び資金の運用については、令和5年6月の理事会において規程を改正し、より安全性に重点を置く方向に転換した。令和5年度においては保有している株式・外貨建て株式等について、大きく売却損が生じてしまうものを除き売却した。さらに令和6年度においては契約している生命保険について、解約により大きく損失が生じてしまうものを除き解約した。令和7年度において生命保険は全て解約し、外貨建て株式等について、大きく売却損が生じてしまうものを除き売却した。

短大に関して言えば教育研究経費の学納金に対する割合は令和7年度64.5%に達しており、本来ならば経常費補助金のC配点上優遇され、その分補助金額が増額されるはずであるが、後述の事情により令和6年度、7年度が一部のみの交付となった。

また、教育研究用の施設設備及び学習資源については、予算要望についてヒアリングを実施し、優先順位を考慮して予算配分を行い、予算の厳格な執行をめざしている。

各学校は、中期計画に基づいた翌年度の事業計画と予算策定を毎年12月頃から行い、それを集約し、その後予算の必要性等について各学校にヒアリングし、法人として決定している。決定した事業計画と予算は翌年3月頃に各学校に通知している。

各学校は決定した予算を適正に執行している。

当学苑は、この度の不適切支出問題から、経理部門の強化対応として令和5年度より専門会社のコンサルティングにより、処理・管理プロセス設計とルール設定を一から見直し、適正な体制を整えてきた。このことにより、日常的な出納業務は円滑に実施されており、責任者を経て経営層（理事長）へ情報共有している。また、月次試算表は毎月責任者を経て、理事長へ報告している。

計算書類については監査法人の監査を受け、これまで監査法人からは特別な指摘はされ

ていなかったが、令和4年度監査において、不適切支出問題の再発防止策が整備中であり、不適切支出がないと判断するための十分な記録や証拠を学校法人から入手できなかったことを理由に、限定付適正意見となった。令和6年度においては、公表した不適切支出問題についての報告（最終報告）に示した再発防止策について、概ね整備し終えており、不適切支出がないことを判断するための記録や証拠についても整備している。また、再発防止策に基づく、寄附行為変更は令和6年1月18日付け認可を受け、同日付で理事会の運営体制を刷新し、改革の強化を進めた。令和7年度の私立学校法及び私立学校振興助成法の監査においては適正意見となった。

寄付金は、特定公益増進法人の指定は受けているが、積極的な募集活動は行っていない。学校債は発行していない。

【事情】

当学苑は、日本私立学校振興・共済事業団から私立大学等経常費補助金の交付を受けていたところ、令和4年度、令和5年度補助金については、学校法人の管理運営が適正を欠いていたと判断されたことから、不交付の決定がなされた。令和7年度補助金については、50%減額した金額ではあるが補助金の交付を受けることとなった。今後継続して改善が認められるようであれば満額に至るまで毎年25%の増額がなされる予定である。

《事業活動収支と学納金、教育研究経費・管理経費の推移》

単位：千円

		令和5年度	令和6年度	令和7年度
短期大学	学納金	512,710	519,357	543,520
	教育研究費+管理経費	422,853	448,780	467,286
	基本金組入前教育活動収支差額	▲174,884	▲188,505	▲79,708
専門学校	学納金	1,338,778	1,419,723	1,408,757
	教育研究費+管理経費	1,004,846	1,013,151	1,075,331
	基本金組入前教育活動収支差額	36,733	64,851	▲36,987
日本語学校	学納金	256,800	243,760	246,440
	教育研究費+管理経費	92,691	85,645	123,652
	基本金組入前教育活動収支差額	79,577	63,926	42,621
法人全体	学納金	2,108,289	2,182,840	2,198,717
	教育研究費+管理経費	1,834,407	1,834,177	1,860,622
	基本金組入前教育活動収支差額	599,834	▲279,700	▲238,350

〔区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき財的資源の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。〕

<基準Ⅲ-D-2の現状>

本学は、建学の精神に基づいて幅広い教養を教授するとともに、美容に関する学芸を教授研究することにより、美しく生きるために必要な能力を有し、美容を通じ広く国際社会に貢献しうる人材を育成することを教育目的としている。

『美しく生きる力』とは、「課題を発見し、解決する能力、すなわち自ら考え、行動し、振り返ることのできる力を備え、あらゆる他者にホスピタリティ及びコミュニケーション力を発揮できるとともに、自身のみならず他者も含めた豊かな人生を追求できる力」と定めている。

令和3年度（2021年度）より美容総合学科の3専攻を統合（学科改組）し、抜本的な改革を図り、「2040年に向けた高等教育のグランドデザインの答申」を踏まえて、建学の精神を再構築し、「美道」に基づく人間力の育成を軸として学習成果が得られるよう美容科目と教養科目を配置した。

この学習成果は、学校教育法の短期大学の規程の「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は实际生活に必要な能力を育成すること」とも合致し、美容に関する知識や技能の他にビジネス、健康、心理といった学びが、建学の精神の中の「健康美」「精神美」に関する能力と社会人に必要な能力の育成に寄与している。

これらの「美道」に基づく能力を身につけることは、企業アンケート結果などから見ても、社会から求められる能力とも一致しており、「美道」を軸とする教育こそ、他にない本学ならではの独自性ある強みとして認識し、小規模であっても需要はあるものと考えている。このため、FDSD研修会などにおいて、これら能力をより伸ばすために「山野インストラクションスタンダード」などを定め徹底する取り組みを行っている。

募集戦略においては、これらを学んでいる学生の成長を示すことで、本学ならではの強みを受験生とそのステークホルダーに分かりやすく伝えることに更に注力していく。

弱みとしては、立地条件や、実習教育が多いが故に学費が高いこと、山野イコール美容学校のイメージが強く、短期大学としての知名度が高くないことなどが挙げられる。

短大は、入学者数が前年度より6.4%増となり、学納金は24,163千円の増加となった。改組以後、学生募集状況は回復してきているものの、定員充足率はまだ78.6%に留まっている状況である。支出については経費削減に努めているが、前年度と概ね同水準であり、支出超過が続いている状況である。

法人経営の現状については、教育活動資金収支差額においてこれまでマイナス計上が続いており、令和8年度以降もマイナスが見込まれている。外部負債については、運用資産と比較して外部負債が超過している状況は過去よりないが、今後の施設設備への投資等を考えると十分とはいえない状況である。

この状況から理事会において経営改善計画を策定し、計画に基づいて経営の安定化を進めてきた。この中で、令和6年1月18日付けで、令和5年4月28日に公表した、不適切支出問題についての報告（最終報告）に示した再発防止策に基づく、寄附行為変更が認可を受け、同日付で新理事が就任し、理事会の運営体制が刷新された。さらに前理事長が退任したことを受けて、令和7年4月28日より新理事1名、令和7年5月29日より新理事長が就任している。

新体制の理事会においては、前年に引き続き、財務の現状の正確な把握と、現状課題の抽出を行い、改めて今後の対応方針を検討するためデューデリジェンスを行うことを決議し進めており、収入拡大も含めた経営改善計画を新たに策定し、令和7年度からの新たな中期計画と合わせ進めていく。この計画に先行し、財務状況の改善施策として、千駄ヶ谷にある山野日本語学校を代々木の空き教室に移転し、既存施設の有効活用として、MYタワーをはじめとする施設事業の収益改善を図る計画に着手した。日本語学校については既に移転が完了し、令和7年4月1日より代々木での授業を開始している。

人事計画については、法人事務組織体制などの改革を進めた。

人事制度については、各学校の教職員を含めた人事制度の見直しを進め、人事制度の再構築を計画してきた。新理事会においては、現状の学苑の財務状況から、まずは収支改善を図ることにプライオリティーを置き、経営改善計画を策定し、人事制度再構築については、この整理のもと計画スケジュールを見直すこととした。

人事制度再構築においては、人事報酬制度改正、人事評価規程新設を行い、職位、職責に応じた役割と責任の明確化、適正な評価指標による人事考課を実現することで、適切な監視機能の働く組織づくり、適材適所への積極的な人材の登用を図り、士気の高い組織風土への醸成を推し進める計画であり、並行して、組織体制の見直しを行い適切な人員配置を行い、人件費の抑制を図ることとしている。

なお学費に関しては、諸物価の高騰から経費のバランスをとるため、各学校において令和7年度の入学金及び令和8年度の新規入学者から学費の改定（増額）を行うこととしている。

また、学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有については、「事業報告（含む財務情報）」をホームページに掲載することにより一般にも広く公開している。教職員等学内関係者には、法人の経営の現況についての共通認識のもとに危機意識を共有するために、理事会の方針や、学校法人の経営状態、事業計画について、全教職員に対し朝礼等において定例的に説明を行っている。

前述した経営改善計画が纏まった際には改めて周知徹底を図り、経営改善のみならず、取り組むべき課題と役割を組織として十分に理解・共有し、全学を挙げて教育研究の充実と経営危機打開に向けて取り組んでいくこととしている。

<基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

本学苑は、定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分が「B3」の状況下であり、とりわけ支出超過状態にある短大は、立地条件の悪さや施設の老朽化の問題を抱え、更には世間の短大そのものに対する評価の低下という状況の中で難しい舵取りに迫られている。

また、18歳人口が加速度的に減少する社会において、今後、安定的な法人運営を行っていくためには、教育機関として内部質保証体制を整備し、教学マネジメントによる教育の質保証を向上させることはもとより、新たな事業展開を早急に計画する必要があると捉えており、新理事会においてこれらを踏まえた経営改善計画を策定していきたい。

<基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

なし

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

※下線部は、前回到記述した行動計画である。

○収入拡大も含めた経営改善計画を新たに策定し、令和7年度からの新たな中期計画と合わせ進めていく。

また、校舎、施設設備に関し、これまで中長期の修繕計画の策定ができておらず、上記を踏まえた中長期の修繕計画を策定する。特に短期大学においては老朽化が進んでおり、MYタワーにおいても施設設備の換装の時期にきている。このことから、工期のタイミングをできる限り集中させない、平準化した計画の策定が必要であり、エンジニアリングレポートを基に修繕計画策定の検討を進める。

令和7年度から令和11年度までの5ヵ年中期計画を基に、修繕計画の策定を進めていく。現状では諸所故障が生じたのちに修理する姑息的対処を繰り返している。今後は、学生募集に繋がる事項あるいは在学生の要望の多い事項を抽出し、優先順位をつけて計画的に修繕・改修を進めていく。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

○経営改善の見直し策として人的資源のスリム化を図っているが、必要最小限の人員は確保すべきであり、業務内容のスリム化も同時に進める。

○大規模修繕を含めた長期修繕計画を立てて対応すべきところであるが、資金的制約もあり

十分な対応ができていない。学生の快適性向上の観点から優先順位を付けて順次、改修を進めていく。

○空き教室や使途変更となった教室などを、学生が有効活用できるように解放していく。

【基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営]

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。]

<区分 基準Ⅳ-A-1 の現状>

理事長は、学校法人山野学苑の管理運営全般にリーダーシップを発揮している。

理事長は山野学苑の充実発展のため、会計監査人との面談の他、各校の取組の聴取及び意見交換を行い、積極的に教職員との面談を実施するなど、現場の状況把握や改善に向けた取り組みを行っている。特に教職員の待遇改善については、全教職員との対話会を実施するなど、相互の信頼感の醸成に努めている。

山野学苑寄附行為において、理事長の職務は学校法人を代表しその業務を総理すると規定している。具体的には、理事会の運営、法人業務の統括等、山野学苑の美道五大原則を具現化するため、建学の精神及び教育理念・教育目的を踏まえ、学校法人の代表として法人の発展に寄与している。

また、理事長は、毎会計年度が終了した2月以内に、決算及び事業の実績について、監事の監査を受け理事会において議決し、評議員会に報告し、評議員から意見を求め承認を得ている。令和6年決算については、令和7年5月29日に決議した。

理事長であった山野愛子ジェーンは、学苑長及び山野美容専門学校校長の職に専念することとし、令和7年3月31日をもって理事長・理事を退任した。後任には日本総合研究所社長・会長を経て特別顧問、住友銀行専務取締役、学校法人大妻学院理事長・学長等を歴任した花村邦昭氏が就任し、内部統制等をさらに進めた。花村邦昭理事長は、一身上の都合により令和7年12月31日をもって理事長・理事を退任し、後任にはクレディ・アグリコル銀行マネジングディレクター、明日の日本を支える観光ビジョン構想会議（首相官邸）委員、札幌大学客員教授などを歴任した石井至氏が就任し、就任直後より学苑の経営改善の取り組みを強いリーダーシップをもって進めている。

[区分 基準Ⅳ-A-2 理事会は法令等に基づき開催され、学校法人の意思決定機関として適切に機能している。]

<区分 基準Ⅳ-A-2 の現状>

理事会は、寄附行為第18条（招集）、第19条（運営）、第20条（決議）に基づき定例的に開催される。法人運営に伴い議決を要する案件が生じた場合は、臨時に理事会を開催したり、会場出席が困難な理事に対してはリモート会議を設定することもある。

令和7年度は寄附行為第18条（招集）、第19条（運営）、第20条（決議）の規定に基づき、理事会は、33回開催されおり、学校法人の意思決定機関として適切に機能し、運営されている。

（令和7年度理事会開催：令和7年4月1日、4月10日、4月18日、4月22日、5月2日、5月5日、5月9日、5月17日、5月22日、5月29日、6月16日、6月23日、7月3日、7月16日、8月7日、8月20日、9月4日、9月17日、10月2日、10月15日、10月22日、11月6日、11月19日、12月4日、12月17日、12月26日、令和8年1月9日、1月21日、2月5日、2月18日、3月5日、3月18日、3月30日）

理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に係る主要な諸規程の整備をはじめ、認証評価に伴う事業計画等について審議をするなど、学校法人、短期大学の運営に対する役割、責任を果たしている。また、短期大学の発展・充実を図るため、学内外の情報の収集を行うとともに、理事の職務執行が法令及び寄附行為に適合するための体制等（内部統制体制）を文部科学省令に基づき整備している。

[区分 基準Ⅳ-A-3 理事は、法令等に基づき適切に構成されている。]

<区分 基準IV-A-3 の現状>

理事は、学校法人山野学苑寄附行為第 7 条に定める理事選任機関により適切に選任されている。理事選任機関が理事を選任するときは、学校法人山野学苑寄附行為第 7 条第 3 項に基づき、あらかじめ評議員会の意見を聴くこととなる。

理事は、学校法人山野学苑寄附行為第 9 条（理事の選任）に基づき 5 名を置き、定数を満たしている。理事は、私立学校法及び山野学苑寄附行為第 9 条（理事の選任）に基づき選任される。いずれの理事も山野学苑の建学の精神を理解し、法人の健全な経営について学識と識見を有している。

<テーマ 基準IV-A 理事会運営の課題>

18 歳人口の減少や短期大学への進学率の減少等が進むなど、学校法人を取り巻く環境は、厳しい状況が続いている。そうした中、学校法人の持つ教育力の強化を図る一方、教学と経営にかかわる新たな情報の収集に努め、学校法人の適切な運営を図っていく必要がある。

また、今後も教学と経営の両輪で学苑を運営する体制を引き続き整備し、より一層にガバナンス体制、コンプライアンスの徹底を強化すると共に、透明性の高い経営を行い、経営基盤の安定化を実現することが求められている。

本学苑は、学校法人運営調査等における経営指導の充実・強化について（令和 8 年 2 月 25 日付け文部科学省高等教育局私学部長通知）において示されたモニタリング対象法人に選定されており、教育活動資金収支差額の黒字化に向け、経営改善に向けた取り組みを強化することを課題としている。

<テーマ 基準IV-A 理事会運営の特記事項>

なし

[テーマ 基準IV-B 教学運営]

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得させるために、教学マネジメントの確立に努めている。]

<区分 基準IV-B-1 の現状>

学長は教授会を学則の規定第 50 条、第 51 条、第 52 条、第 53 条、及び教授会規程に基づいて開催し、教学運営に関する事項について、その権限と責任において最終的な判断を行っている。

<テーマ 基準IV-B 教学運営の課題>

令和 3 年度に行った専攻統合の学科改組では、建学の精神である「美道」をよりアカデミックな観点から再構築し、「美道に基づく人間力の育成」を軸とした、本学の特色を最大限に活かした教育改革を行った。近年、その成果として山野美容芸術短期大学では学生数は回復傾向にあったが、今年度は前年度を大きく下回る結果となった。教学を継続するためには次年度に学生数を回復することが喫緊の課題であり、前任者の辞任により山野美容芸術短期大学学長選任規程に則って、令和 8 年 4 月より永松俊哉が新たな学長に就任し、その課題に全学をあげて取り組む体制を構築することとする。

<テーマ 基準IV-B 教学運営の特記事項>

なし

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

[区分 基準IV-C-1 監事は法令等に基づき適切に業務を行っている。]

<区分 基準IV-C-1 の現状>

監事は、学校法人山野学苑寄附行為第 23 条に基づき評議員会の決議によって 2 名の監事が適切に選任されている。同第 29 条（監事の職務）に基づき、監事は、法人の業務及び、

財産の状況並びに、理事の職務の執行の状況について適宜監査を行っている。

監事は、毎年度の決算に係る監査を行うほか、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他文部科学省令で定めるものを調査し、随時決裁書類、収支経理書類について関係職員から情報聴取を行っている。また、監事は理事会及び評議員会に出席し、意見を述べている。

令和 7 年度は、学校法人の業務、財産の状況、理事の職務の執行の状況とともに、教育活動の状況について監査を行ったうえ、令和 7 年 5 月 29 日決算の内容を踏まえ、理事会及び評議員会に監査報告を行った。監査報告書は、山野学苑ホームページにおいて公表している。

この他、監事は、毎年度開催される文部科学省主催の「監事研修会」に参加し、高等教育機関、私立学校にまつわる行政の動向や環境についての認識を深めている。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は法令等に基づき開催され、諮問機関等として適切に運営している。]

<区分 基準IV-C-2 の現状>

評議員会は、寄附行為第 33 条に基づき適切に選任され、8 名の評議員で組織しており、定数を満たしている。

また、評議員会は適切に招集され、私立学校法の規定に従い、寄附行為第 38 条で職務等を規定し運営しており、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の職務の執行の状況について、役員に対して意見を述べ、又はその諮問に答えている。

[区分 基準IV-C-3 会計監査人は法令等に基づき適切に業務を行っている。]

<区分 基準IV-C-3 の現状>

令和 6 年度の監査にあつては、私学助成法に基づく独立監査法人による監査が適切に行われた。

私立学校法の改正に伴う寄附行為改正により、令和 7 年 4 月 1 日施行の学校法人山野学苑寄附行為第 6 条において会計監査人 1 名を置くことを規定し、同寄附行為の附則 1 但し書きにおいて、会計監査人に関する規定は、令和 7 年度の定時評議員会の終結の時から施行することを定めた。

会計監査人の選任は、同寄附行為第 51 条に基づき、令和 7 年 5 月 29 日に開催した定例評議員会において、虎ノ門有限責任監査法人が選任された。

会計監査人は、学校法人の計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等について監査している。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>

後述の基準IV「短期大学運営とガバナンスの改善状況・改善計画」に記した通りである。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>

令和 5 年 4 月 28 日付けで公表した最終報告に基づく「再発防止策としての山野学苑の改革」については引き続き取り組んでおり、内部統制の充実・強化については、令和 7 年 4 月より私立学校法の改正に合わせ、内部統制システムの基本方針を策定し、基本方針に基づく内部統制システムにより運営している。

今後も、コンプライアンス委員会の体制を維持しつつ、整備した内部統制システムの体制の運営状況を確認し、必要に応じた見直し・改善を進めていく。

[テーマ 基準IV-D 情報公表]

[区分 基準IV-D-1 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

<区分 基準IV-D-1 の現状>

私立学校法に基づいて、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監事による監査報告書を財務情報として公表・公開している。HP で財務情報の閲覧が可能である。

また、学校教育法施行規則に基づき、教育情報を HP 及び大学ポータルで公表している。その内容は、短期大学の教育研究上の目的、方針に関すること、教育研究上の基本組織に関すること、教員組織、教員数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること、入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること、授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること、学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること、校地、校舎等の施設及び設備その他学生の教育環境に関すること、授業料、入学料その他大学が徴収する費用に関すること、学生の進学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関することなどである。

<テーマ 基準Ⅳ-D 情報公表の課題>

なし

<テーマ 基準Ⅳ-D 情報公表の特記事項>

なし

<基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

令和5年度に受審した認証評価の際、指摘された問題点（早急に改善を要する事項）と改善計画は以下の通りです。

○開催されていない理事会の議事録が存在したという申告があり、虚偽開催と推察される。

理事長の召集がない理事会はあり得ない。私立学校法第 36 条に違反しており、早急な改善を要する。

○開催されていない評議員会の議事録が存在したという申告があり、虚偽開催と推察される。

理事長の召集がない評議員会はあり得ない。私立学校法第 41, 42 条に違反しており、早急な改善を要する。

○学校法人資産の私的利用、実際に開催していない理事会及び評議員会の議事録による寄附行為変更認可申請を行うなど、法人の内部統制の体制及びガバナンス機能に大きな問題がある。

(改善計画)

内部統制及びガバナンス機能の強化策として、コンプライアンス委員会を設置した。コンプライアンス委員会は、理事会の直轄組織とし、学苑全体のコンプライアンス上の様々な事項について、継続的に確認、検討、モニタリング及び助言を行っている。また、コンプライアンス委員は理事会及び評議員会にオブザーバーとして出席し、議事内容が正確に議事録に反映されているかの確認を行い、定期的に理事会・評議員会の議事録ファイルを確認し、開催実績と議事録の照合を行っている。

○理事会において意思表示書の提出により出席と扱われていた理事の意思表示書が保存されていないものが令和2年度・4年度に計3件あり、的確な文書管理について早急な改善を要する。

(改善計画)

現在は、理事会及び評議員会における、すべての意思表示書、議事録を保管している。

○理事及び評議員が寄附行為に定められた定数を満たしていない。理事及び評議員の選任を適正に行うとともに、理事会及び評議員会を適切に運営する必要がある。

(改善計画)

理事及び評議員の定数変更を含む寄附行為変更が令和6年1月18日付け認可され、同日

付で、旧理事・評議員の辞任、新理事・評議員の就任を決議した。現在は、理事・評議員共に定数を満たしている。

○学生の懲戒については、学則第 56 条に定められているが、学校教育法施行規則第 26 条第 5 項に規定する「学生に対する退学、停学及び訓告の処分の手続」に関する規程を定める必要がある。

(改善計画)

学生に対する懲戒規程は、令和 6 年 1 月の山野美容芸術短期大学の教授会の議を経て、1 月 25 日付で学長が決裁。令和 6 年 2 月 1 日から施行している。
また全ての規程の見直しも行い、不足が無いことを確認した。

○理事会・評議員会の議事録に会議で使用した資料が添付されていない。使用した資料は PDF データで保存されているが、議事録に綴じこんだ方が適切と考える。また議事録には、袋とじや契印（割印）も施されていない。差替えや改ざんを防止するため、議事録の作成・保存方法について改善が求められる。

(改善計画)

現在は、理事会・評議員会の議事録はすべての会議資料を添付し、袋綴じ、割印して保管している。

○評議員会において意思表示書の提出により出席と扱われていた評議員の意思表示書が保存されていないものが令和 2 年度・4 年度に計 3 件あり、的確な文書管理について早急な改善を要する。

(改善計画)

現在は、理事会及び評議員会における、すべての意思表示書、議事録を保管している。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

○ (a) で記した改善計画を着実に実行し、ガバナンスの確立を目指す。

以上